第27回 壬生町農業委員会 次第

- 1. 開催日時 令和元年9月20日(金)午前10時00分から午前11時30分
- 2. 開催場所 壬生町役場 正庁
- 3. 出席委員 10人

会長 10番 梁島 源智

会長職務代理者 3番 早乙女 誠

委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子 6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝

4. 参集推進委員 3人

細井秀男推進委員、大橋公一推進委員、中川義人推進委員

- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 会務報告について
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
 - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請 の件について
 - 議案第5号 壬生町農用地利用集積計画の件について
 - 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農 用地利用配分計画の案に対する意見決定の件について
 - 報告第1号 非農地証明願の件について
 - 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
 - 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について
 - 報告第4号 農地法第5条の規定による届出の件について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大垣仁美、主幹兼農地調整係長 堀靖久、局長補佐兼庶務係長 岡洋子

7. 会議の概要

令和元年9月20日(金)【午前10時開会】

●局長 定刻になりましたので、令和元年度第27回壬生町農業委員会総会を開 会いたします。

> ただ今の出席委員は10名で、欠席委員はおりません。 定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。 それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- ○会長 先日の台風で、栃木県は大きな被害がありませんでしたが、他県ではまだ停電が続いている地区もあるようです。被害にあわれた方にはお見舞い申し上げます。 8/24のふるさと祭り、9/1のゆうがおマラソンソフトボールは大変お疲れ様で した。多くの参加をいただきありがとうございました。
- ●局長 ありがとうございました。 総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規 則第5条の規定により、会長にお願いいたします。
- ○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

- ○議長 それでは、6番 清水利通 委員、7番 大久保幸雄 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の 堀主幹と 岡局長補佐 を指名いたします。
- ○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

- ・8月23日(金)、農業委員会総会後、農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が役場正庁において開催され、終了後旬香において懇親会が開催されました。農業委員9名、推進委員12名、事務局3名が参加いたしました。
- ・8月24日(土)、ふるさとまつりが町総合運動場で開催され、農業委員9名、 推進委員10名、事務局3名が参加しました。
- ・8月28日(水) 県常設審議委員会がとちぎアグリプラザにおいて開催され、 梁島源智会長が出席いたしました。
- ・8月29日(木)女性の農業委員登用に関する要請活動の実施についての会議 が下都賀農業振興事務所において開催され、岡局長補佐が出席いたしました。
- ・8月30日(金)、令和元年度「農業者年金加入推進特別研修会」が栃木県J Aビルにおいて開催され、篠原正明農業委員、岡洋子局長補佐が出席しました。
- ・9月1日(日)ゆうがおマラソンソフトボールが町総合運動場で開催され、終

了後、あづまやにおいて懇親会が開催されました。農業委員9名、推進委員 12名、事務局2名が参加しました。

- ・9月6日(金)、「女性農業委員、女性農地利用最適化推進委員研修会」が栃木 県自治会館において開催され大橋幸子農業委員、中川久枝農業委員、木野内 佳代子推進委員、岡局長補佐が出席しました。
- ・9月13日(金)、農地法第5条許可申請伴う現地調査委員会が、役場第3会 議室及び現地において開催され、清水利通農業委員、大久保幸雄農業委員、大 橋好一農業委員、事務局から私と堀主幹が出席いたしました。
- ○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

第1項

譲渡人

- ○議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。
- ○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括して議案の説明と朗読をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明 [堀主幹兼農地調整係長]

それでは、議案書3ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の 件についてご説明いたします。

9/5 (木) 締切りの時点で、農地法第3条の規定による許可申請が9件ございました。議案に従いまして第1項から順にご説明します。

譲 受人	(助谷2)目作	地14	5 ½
(土地の表示)				
壬生町大字助谷字榎戸		畑	2	7 7 m²
壬生町大字助谷字榎戸		畑	18	5 4 m²
	合	計	2 1	3 1 m²
贈与による所有権移転	稼動 3	人		
第2項				
譲渡人(第	三)自作	地23	0 ~	貸付地47~
譲受人(下	表町)			
自作地235~ 貸付地	112-			
(土地の表示)				
壬生町大字壬生乙字愛知	宕前	田		$846\mathrm{m}^2$

_____(東京都)自作地21^{天-}

```
壬生町大字壬生乙字愛宕前田702㎡壬生町大字壬生乙字愛宕前田777㎡壬生町大字壬生乙字愛宕前田909㎡
                        2 7 1 m<sup>2</sup>
 壬生町大字壬生乙字愛宕前
                    田
                 合計 3505㎡
売買による所有権移転 (円) 稼動 1人
第3項
賃貸人 _____(下表町) 自作地235~ 貸付地11~
賃借人 有限会社______ 取締役 _____(壬生町)借受地17~
(十地の表示)
 壬生町大字壬生乙字愛宕前 田 2250㎡
 賃借権の設定 20年間 (10a 当り 円/年) 稼動 3人
第4項
譲渡人 (下表町) 自作地85~ 貸付地127~
譲受人 有限会社_____ 取締役 _____(壬生町)借受地17~
(土地の表示)
                     ⊞ 1887 m<sup>2</sup>
 壬生町表町
 売買による所有権移転 (円) 稼動3人
第5項
譲渡人 _____(北原) 自作地257だ
譲受人 _____ (北原) 自作地257%
(土地の表示)
                    田 5109㎡
 壬生町大字羽生田字八幡前
                    畑
 壬生町大字羽生田字北原
                        2803\,\mathrm{m}^2
                        1\ 2\ 7\ 2\ {
m m}^2
 壬生町大字羽生田字北原
                    畑
                        8 7 9 m²
6 7 4 m²
 壬生町大字羽生田字北原
                    畑
                    畑 674㎡
畑 1008㎡
畑 604㎡
畑 5659㎡
 壬生町大字羽生田字北原
                    畑
 壬生町大字羽生田字北原
 壬生町大字羽生田字北原
 壬生町大字羽生田字北原
                        7 0 0 m²
6 4 4 m²
6 6 7 m²
                    畑
 壬生町大字羽生田字北原
 壬生町大字羽生田字北原
                    畑
 壬生町大字羽生田字北原
                    畑
                    畑 1047㎡
畑 4704㎡
 壬生町大字羽生田字北原
 壬生町大字羽生田字北原
                  合 計 25770㎡
贈与による所有権移転 稼動1人
第6項
譲渡人 _____(上長田2) 自作地135~
譲受人 _____(下野市) 自作地39~
```

(土地の表示)

壬生町大字安塚字南五味梨 畑 1400㎡ 壬生町大字安塚字南五味梨 畑 $472\,\mathrm{m}^2$ 合 計 $1872 \,\mathrm{m}^2$ 売買による所有権移転(_____円)稼動 2人 第7項 譲渡人 _____(鹿沼市) 自作地 9 % (助谷原) 自作地65~ 借受地67~ (十地の表示) 壬生町大字羽生田字三番塚 $942\,\mathrm{m}^2$ 畑 売買による所有権移転(円) 稼動 2人 第8項 譲渡人 _____(宇都宮市) 自作地49~ 譲受人 (鹿島) 自作地131% 借受地34% (土地の表示) 壬生町大字下稲葉字鹿島 $588m^2$ 田 壬牛町大字下稲葉字鹿島 \blacksquare $9.0.5\,\text{m}^2$ 壬生町大字下稲葉字清郷内東 田 $512\,\mathrm{m}^2$ 合 計 $2005 \, \text{m}^2$ 贈与による所有権移転 稼動2人 第9項 譲渡人 _____(宇都宮市) 自作地495~ 譲受人 (鹿島) 自作地136% (土地の表示) 壬生町大字下稲葉字鹿島 ⊞ 995 m² 壬生町大字下稲葉字鹿島 田 $978 \,\mathrm{m}^2$ 壬生町大字下稲葉字鹿島 田 $971 \, \text{m}^2$ 合 計 $2944 \, \text{m}^2$

贈与による所有権移転 稼動1人

・・・なお、第1項から第9項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上、説明といたします。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、<u>地区担当委員の方</u>から、現地調査の結果 並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 中川久枝 委員

●9番 中川久枝 委員(1項の現地調査の結果並びに補足説明)

第1項の案件について、去る9月11日に、譲受人_______氏、立会いのもと、 琴寄成人農業委員、粂川喜幸農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周 辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシ ートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる 恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただ いまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。
- ○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。 ただいまの事務局の説明に関連して、<u>地区担当委員の方</u>から、現地調査の結果並 びに補足説明をお願いいたします。
- ○議長 3番 早乙女誠 委員
- ●3番 早乙女誠 委員 (2項の現地調査の結果並びに補足説明)

第2項案件について、去る9月13日に、譲受人_______氏立会いのもと、刀川正己農業委員、石井隆二農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。 (質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。
- ○議長 続いて、第3項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、<u>地区担当委員の方</u>から、現地調査の結果 並びに補足説明をお願いいたします。

- ○議長 3番 早乙女誠 委員
- ●3番 早乙女誠 委員(3項の現地調査の結果並びに補足説明)

引き続き、第3項案件について、去る9月13日に、譲受人______氏立会いのもと、刀川正己農業委員、石井隆二農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。 チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただ いまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。
- ○議長 続いて、第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、<u>地区担当委員の方</u>から、現地調査の結果 並びに補足説明をお願いいたします。

- ○議長 3番 早乙女誠 委員
- ●3番 早乙女誠 委員(4項の現地調査の結果並びに補足説明)

引き続き、第4項案件について、去る9月13日に、譲受人_____氏立会いのもと、刀川正己農業委員、石井隆二農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。

チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりましたので、報告いたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただ いまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。
- ○議長 続いて、第5項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、<u>地区担当委員の方</u>から、現地調査の結果 並びに補足説明をお願いいたします。

- ○議長 4番 篠原正明 委員
- ●4番 篠原正明 委員 (5項の現地調査の結果並びに補足説明)

第5項の案件について、去る9月15日に譲渡人 _______氏立会いのもと、早乙女誠農業委員、木野内佳代子農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただ いまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。
- ○議長 続いて、第6項案件を議題といたします。 ただいまの事務局の説明に関連して、<u>地区担当委員の方</u>から、現地調査の結果 並びに補足説明をお願いいたします。
- ○議長 7番 大久保幸雄 委員
- ●7番 大久保幸雄 委員 (6項の現地調査の結果並びに補足説明)

第6項の案件について、去る9月12日に譲渡人______氏立会いのもと、篠原正明農業委員、中川義人農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

- ○議長 ありがとうございました。それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただ いまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- ○2番 刀川正己 委員売買による所有権移転、 万ということですが、10アールですか?
- ○事務局 堀主幹全部でです。
- ○2番 刀川正己 委員 結構高いと思いますが、何か理由がありますか。
- ○7番 大久保幸雄 委員 集落に接していて、条件がいい農地なのではないかと思います。
- ○4番 篠原正明 委員

私も現地を見るまでは高いなと思っていましたが、現地を見たら、住宅地でこれではやむを得ないかなと思いました。

○7番 大久保幸雄 委員

図面では農地のわきに竹藪がありますが、実際はそこにも住宅が建っています。 ほとんど集落内の農地です。

○議長 それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。
- ○議長 続いて、第7項案件を議題といたします。 ただいまの事務局の説明に関連して、<u>地区担当委員の方</u>から、現地調査の結果 並びに補足説明をお願いいたします。
- ○議長 4番 篠原正明 委員
- ●4番 篠原正明 委員(7項の現地調査の結果並びに補足説明)

○議長 ありがとうございました。それでは、第7項案件について質疑に入ります。ただ いまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は、原案のとおり決定いたしました。
- ○議長 続いて、第8項案件を議題といたします。 ただいまの事務局の説明に関連して、<u>地区担当委員の方</u>から、現地調査の結果並 びに補足説明をお願いいたします。
- ○議長 5番 大橋幸子 委員
- ●5番 大橋幸子 委員 (8項の現地調査の結果並びに補足説明)

第8項の案件について、去る9月16日に、譲受人_____氏立会いのもと、清 水利通農業委員、中嶋幸平農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺 地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第8項案件について質疑に入ります。ただ いまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第8項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第1号第8項は、原案のとおり決定いたしました。
- ○議長 続いて、第9項案件を議題といたします。 ただいまの事務局の説明に関連して、<u>地区担当委員の方</u>から、現地調査の結果 並びに補足説明をお願いいたします。
- ○議長 5番 大橋幸子 委員
- ●5番 大橋幸子 委員 (9項の現地調査の結果並びに補足説明)

第9項の案件について、去る9月16日に、譲受人_______氏立会いのもと、清水利通農業委員、中嶋幸平農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第9項案件について質疑に入ります。ただ いまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第9項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第9項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。 <u>事務局</u>より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書6ページの議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請 の件についてご説明します。

9/5 (木)締切りの時点で、農地法第4条の規定による許可申請が1件ございました。議案に従いましてご説明します。

第1項

申請人 _____(宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字上田字向原

畑 1627㎡

盛土による農地改良

- ○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る9月13日の調査 委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の<u>6番 清水利</u> <u>通 委員</u>から、現地調査の結果報告をお願いいたします。
- ●6番 清水利通 委員(1項の件について報告)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会 の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、9月13日(金)に私と 大久保幸雄委員、大橋好一委員、 大垣仁美 事務局長、堀 靖久 主幹の5名で調査いたしました。

農地法第4条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

以上のことから、農振農用地でありますが、農地改良のための一時転用であり、 立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないと思われ、調査委員会と しましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、 調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○2番 刀川正己 委員 盛土をするということは、何か作物を作る予定なのでしょうか?	
○事務局 堀主幹 を栽培すると聞いています。	
○議長 それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決 とに賛成の方は挙手をお願いいたします。	定するこ
(全員举手)	
○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。	,本案件
○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件にを議題といたします。 <u>事務局</u> より議案の朗読と説明をいたさせます。	- :ついて」
●事務局 議案書の朗読と説明 [堀主幹兼農地調整係長]	
それでは、議案書7ページの議案第3号 農地法第5条の規定による許件についてご説明します。 9/5 (木)締切りの時点で、農地法第5条の規定による許可申請が8件ました。議案に従いましてご説明します。	
第1項	
譲渡人 (六美南部)	
譲受人 (上三川町) (土地の表示)	
壬生町大字壬生丁字六美 畑 1322㎡ 壬生町大字壬生丁字六美 畑 30㎡ 壬生町大字壬生丁字六美 畑 74㎡ 合計 1426㎡	
太陽光発電設備敷地及び敷地への進入路 売買での所有権移転	

合 計 $106\,\mathrm{m}^2$ 太陽光発電設備 敷地への進入路 使用貸借権の設定 永久 第3項 賃貸人 (藤井中部) _____(下野市) _____(藤井中部) _____(田向稲荷内) 賃借人 有限会社 代表取締役 (鹿沼市) (土地の表示: 壬生町大字藤井字行人塚 田 1522m² (土地の表示: 壬生町大字藤井字行人塚 畑 3108㎡ (土地の表示: 壬生町大字藤井字行人塚 田 1424m²のうち220.36 m² (土地の表示: 壬生町大字藤井字行人塚 畑 1696㎡のうち376.13㎡ 合 計 5226.49㎡ 園芸用土採取及び搬出入路 賃借権の設定1年間 第4項 譲渡人 (第三) 代表取締役(壬生町) 譲受人 株式会社 (土地の表示) 壬生町本丸二丁目 田 $173\,\mathrm{m}^2$ 壬生町本丸二丁目 田 $499 \,\mathrm{m}^2$ 合 計 $672\,\mathrm{m}^2$ 資材置場 売買による所有権移転 第5項 賃貸人 (安塚2-1) (至宝町) 賃借人 株式会社 代表取締役 (壬生町) (土地の表示: 壬生町大字壬生甲字東原 畑 $991\,{
m m}^2$ (土地の表示: 壬生町大字壬生甲字東原 $1425\,\mathrm{m}^2$ 田 合 計 $2416 \, \text{m}^2$

畑

畑

 $30\,\mathrm{m}^2$

 $76\,\mathrm{m}^2$

(土地の表示)

壬生町大字壬生丁字六美

壬生町大字壬生丁字六美

駐車場及び資材置場賃借権の設定6か月間

第6項				
賃貸人	(中泉1)			
	(上田2)			
	(台宿)			
	(中泉1)			
賃借人 有限会	会社	代表	取締役	(壬生町)
(土地の表示:_)			
壬生町大字_	上田字西原	畑	7 6 3 m	2 1
壬生町大字_	上田字西原	畑	3 8 7 m	î
壬生町大字_	上田字西原	畑	250 m	î
(土地の表示:_)			
壬生町大字_	上田字西原	畑	6 1 4 m	2 1
(土地の表示:_)			
壬生町大字	上田字西原	畑	8 7 6 m	2 1
(土地の表示:_)			
壬生町大字	上田字西原	畑	6 9 m	2 1
	合	計	2959m	2 1
園芸用土採取	賃借権の設定1	年間		
第7項				
貸 人	(中泉 2)			
借 人	中泉 2)			
(土地の表示)				
壬生町大字中	中泉字左津希	畑	497 m	î
住宅敷地(吏用貸借権の設定	永久		
第8項				
賃貸人	(助谷2)			
賃借人	(宇都宮市)		
(土地の表示)				
壬生町大字原	协谷字南原		-	118. 40 m ²
壬生町大字原	协谷字南原	•	-	069.96 m ²
		合 計	1188.36	m²

園芸用土採取 賃借権の設定 1年間

- ○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件についても、去る9月13日の調査 委員会において調査済ですので、第1項及び第2項案件を一括し、調査委員長の 6番 清水利通 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。
- ●6番 清水利通 委員 (1項及び2項案件について報告)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会 の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第4条の現地調査と同じ9月13日(金)に同じメンバーで調査いたしました。

なお、事業資金については、自己資金及び借入で対応するため、金融機関の残高証明書、立替払内定通知書が添付されております。

以上のことから、第2種農地でありますが立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたのでご報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、 調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員举手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件 については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 続いて、第2項案件について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件 については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いい たします。
- ●6番 清水利通 委員(3項案件について報告)

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は	から北に約1キロメートルに位置する農地で、立地
基準としては、	農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を農
地から1m、道	i路から2m、宅地から3mを確保し、周囲には防護ネットを施すよ
うになっており	ます。断面図では、最大2mを掘削し、保安角度を 45 度取るよう
になっておりま	ミす。採取した赤玉土等は、鹿沼市にある、、
壬生町内の	に出荷する予定となっております。また、埋戻しの用土は、
鹿沼市内の	から調達予定であります。なお、転用実績調書では、前々
回地、前回地と	: もに復元完了となっており、隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、
埋戻し用土砂の)確保を証する書類の添付もあり、事業資金については、自己資金で
対応するため、	残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地でありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、 調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第3項は原案のとおり決定いたしました。 本案件については、9月27日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取 後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- ○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いい たします。
- ●6番 清水利通 委員(4項案件について報告)

次に第4項案件についてご報告します。

なお、事業資金約については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付され ております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性もないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、 調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第4項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第3号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件 については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 続いて、第5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いい たします。
- ●6番 清水利通 委員(5項案件について報告)

次に第5項案件についてご報告します。

 建設用機械置場、また周辺道路が通行できなくなってしまうため近隣住民のための 臨時駐車場を整備する必要が生じたため申請に至ったということです。

なお、事業資金については、全額自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性もないため、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、 調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第5項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

++ ++ հեչո

- ○議長 全員賛成ですので、議案第3号第5項は原案のとおり決定いたしました。本案件 については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 続いて、第6項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いい たします。
- ●6番 清水利通 委員(6項案件について報告)

次に第6項案件についてご報告します。

甲謂地はから四に約100メートルに位直する展地で、立地基準とし
ては、農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を農地から1
m、道路から2mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断
面図では、最大1.6mを掘削し、保安角度を 45 度取るようになっております。
採取した赤玉土らは、鹿沼市にある、、、、、に
出荷する予定となっております。また、埋戻しの用土は、自社ストックヤードから
調達予定であります。なお、転用実績調書では、前々回地、前回地ともに復元完了
となっており、隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証す
る書類の添付もあり、事業資金については、自己資金で対応するため、残高証明書
が添付されております。

以上のことから、農振農用地でありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査において

は、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守する と約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告 します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、 調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第6項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第3号第6項は原案のとおり決定いたしました。本案件 については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 続いて、第7項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いい たします。
- ●6番 清水利通 委員(7項案件について報告)

次に第7項案件についてご報告します。

なお、事業資金については、金融機関からの融資で対応するため、住宅ローン事前 審査結果承認通知が添付されております。また開発許可については栃木土木事務所と 協議済ということです。

以上のことから、第1種農地での転用は原則不許可ですが、今回の住宅は集落に接続して設置されるものであり、農地法施行令第18条第1項第2号の例外規定に該当しますので、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、 調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第7項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第3号第7項は原案のとおり決定いたしました。本案件 については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 続いて、第8項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いい たします。
- ●6番 清水利通 委員(8項案件について報告)

次に第8項案件についてご報告します。

申請地は	から北に約8() 0 メートルに位	江置する農地で、	立地基準と
しては、農振農用	月地に該当します。事業	検計画書 によりま	ミすと、保安距離	誰を農地から
1 m、宅地から3	Bmを確保し、周囲には	は防護ネットを旅	色すようになって	ぶります。
断面図では、最大	に4mを掘削し、保安角	角度を 45 度取る	ようになってお	ります。採取
した赤玉土等は、	鹿沼市にある	に出荷する予	を定となっており	ます。
また、埋戻しの用	月土は、栃木市にある_	から訓	調達予定でありま	きす。
なお、転用実績調	間書では、今回が初めて	ての申請となって	おり、所有機材	十一覧のほか、
隣接土地所有者 <i>σ</i>	転用同意書、誓約書、	埋戻し用土砂の)確保を証する書	類の添付も
あり、事業資金に	こついては、自己資金で	で対応するため、	残高証明書が添	対されて
おります。				

以上のことから、農振農用地でありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

- ○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、 調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
- ○3番 早乙女誠 委員 賃借人の___さんは、他の地区での申請はありますか?
- ○事務局 堀主幹

今回が全く初めてとのことです。

○議長 それでは採決いたします。議案第3号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第8項は原案のとおり決定いたしました。本案件 については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

- ○議長 次に、日程第5の議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件ついて」を議題といたします。<u>事務局</u>より議案の朗読と説明をいたさせます。
- ●事務局 議案書の朗読と説明 [堀主幹兼農地調整係長]

それでは、議案書10ページの議案第4号 農地法第5条の規定による許可 後の事業計画変更申請の件についてご説明します。

9/5 (木) 締切りの時点で、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請が2件ございました。議案に従いましてご説明します。

ĺ									
		(北小林	2)						
_		(北小林	1)						
. 有	可限会社		代表耳	取締役		(壬	生町)		
表示	÷:)							
町大	字北小林	字五反田	l道	畑			273	3 m	2 L
表示	፥:)							
町大	字北小林	字五反田	l道	田	$502\mathrm{m}^2\sigma$)うち1:	15.8	3 5 ı	'n
町大	字北小林	字五反田	l道	田	$266\mathrm{m}^2\sigma$)うち1:	33.3	3 9 ı	'n
			合	計 2	2982.	$2~4~\mathrm{m}^2$			
土捋	採取及び搬	出入路							
の割	定 許	可期間の	延長	令和	2年9月	24日ま	きで		
初	平成29	年9月2	5日付、	、壬農	委指令第	5 - 10) 号		
	(許可	期間:平	成29年	年9月	25日~	平成30	年9月	2 4	1日)
更	平成30	年9月2	1日付、	、壬農	委指令3	0 号			
	(許可	期間:平	成304	年9月	25日~	平成31	年9月	2 4	1日)
	一 人 表町表町町 土の 初一 一 有 テナテナナ 捋 彰	一有限会社 表示: 一 表示: 一 表示: 一 本 大字: 一 本 大字: 一 本 大字: 十 本 大字 大字 北 小 林 大 次 な で れ い 大 な で れ い な か な か と い る か る か る の む の む の む の む の む の の の の の の の の の	 (北小林 (北小林 (北小林 有限会社 表示:	 二二二(北小林 2) 二二(北小林 1) 有限会社 (北小林 1) 表示: 八 町大字北小林字五反田道 表示: 二 一 大字北小林字五反田道 町大字北小林字五反田道 町大字北小林字五反田道 台 土採取及び搬出入路 の設定 許可期間の延長 初 平成 2 9年 9月 2 5 日付、(許可期間: 平成 2 9年 更 平成 3 0年 9月 2 1 日付、 	(北小林2)	(北小林2)	 (北小林1) 有限会社 (北小林1) 表示: (壬 表示: (壬 表示: (壬 大字北小林字五反田道 畑 502㎡のうち1 町大字北小林字五反田道 田 266㎡のうち1 町大字北小林字五反田道 田 266㎡のうち1 日 266㎡のうち1 日 2982.24㎡ 土採取及び搬出入路の設定 許可期間の延長 令和2年9月24日まで、 初 平成29年9月25日付、壬農委指令第5-10(許可期間: 平成29年9月25日~平成30年9月21日付、壬農委指令30号 	(北小林2)	(北小林2)

賃貸人 (中泉1) (上田2) (中泉1) (上田2) (上田2) (上田2) (台宿) 賃借人 有限会社 代表取締役 (土地の表示: (壬生町大字上田字西原 (壬生町大字上田字西原 壬生町大字上田字西原 畑 1547㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 1236㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 69㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 1758㎡ (土地の表示: (土地の表示: (土地の表示・ 壬生町大字上田字西原 畑 763㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 387㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 250㎡ (土地の表示: (土地の表示: (土地の表示: (土地の表示: 壬生町大字上田字西原 1757番 畑 614㎡ (土地の表示: (土田字西原 1753番 畑 876㎡ (土地の表示: (土田字西原 1753番 畑 876㎡ (土地の表示: (土田字西原 1753番 畑 876㎡	第2項					
 (中泉1) (上田2) (台宿) 賃借人 有限会社 代表取締役 (壬生町) (土地の表示: 1 5 4 7 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 1 5 4 7 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 2 9 3 2 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 1 2 3 6 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 6 9 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 6 4 1 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 6 4 1 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 1 7 5 8 ㎡ (土地の表示: 1 7 5 8 ㎡ (土地の表示: 1 7 5 8 ㎡ (土地の表示: 1 3 8 7 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 7 6 3 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 7 6 3 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 7 6 3 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 3 8 7 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 3 8 7 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 2 5 0 ㎡ (土地の表示: 1 2 5 0 ㎡ (土地の表示: 1 5 7 番 畑 6 1 4 ㎡ (土地の表示: 1 5 7 番 畑 6 1 4 ㎡ (土地の表示: 1 5 7 番 畑 6 1 4 ㎡ (土地の表示: 1 5 7 番 畑 8 7 6 ㎡ 	賃貸人		(中泉1)			
 (中泉1) (上田2) (台宿) 賃借人 有限会社 代表取締役 (壬生町) (土地の表示: 1 5 4 7 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 1 5 4 7 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 2 9 3 2 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 1 2 3 6 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 6 9 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 6 4 1 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 6 4 1 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 1 7 5 8 ㎡ (土地の表示: 1 7 5 8 ㎡ (土地の表示: 1 7 5 8 ㎡ (土地の表示: 1 3 8 7 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 7 6 3 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 7 6 3 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 7 6 3 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 3 8 7 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 3 8 7 ㎡ 至生町大字上田字西原 畑 2 5 0 ㎡ (土地の表示: 1 2 5 0 ㎡ (土地の表示: 1 5 7 番 畑 6 1 4 ㎡ (土地の表示: 1 5 7 番 畑 6 1 4 ㎡ (土地の表示: 1 5 7 番 畑 8 7 6 ㎡ 			(上田2)			
(上田2) (台宿) (賃借人 有限会社 代表取締役 (壬生町) (土地の表示: 壬生町大字上田字西原 畑 1547㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 2932㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 1236㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 69㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 641㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 1758㎡ (土地の表示: 壬生町大字上田字西原 畑 948㎡のうち285㎡ (土地の表示: 壬生町大字上田字西原 畑 763㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 763㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 387㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 387㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 614㎡ (土地の表示: 壬生町大字上田字西原 畑 614㎡ (土地の表示: 壬生町大字上田字西原 1757番 畑 614㎡ (土地の表示: 壬生町大字上田字西原 1753番 畑 876㎡			,,,			
(台宿) 賃借人 有限会社 代表取締役 (壬生町) (土地の表示:						
賃借人 有限会社 代表取締役 (壬生町) (土地の表示: (土地の表示:			(上田2)			
(土地の表示:			(台宿)			
壬生町大字上田字西原 畑 1547㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 2932㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 69㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 641㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 1758㎡ (土地の表示: 二 壬生町大字上田字西原 畑 763㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 387㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 250㎡ (土地の表示: 二 壬生町大字上田字西原1757番 畑 614㎡ (土地の表示: 二 壬生町大字上田字西原1753番 畑 876㎡	賃借人	有限会社		代表取	締役	(壬生町)
壬生町大字上田字西原 畑 1547㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 2932㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 69㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 641㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 1758㎡ (土地の表示: 一 壬生町大字上田字西原 畑 763㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 387㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 250㎡ (土地の表示: 一 壬生町大字上田字西原1757番 畑 614㎡ (土地の表示: 一 壬生町大字上田字西原1753番 畑 876㎡						
壬生町大字上田字西原 畑 1547㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 2932㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 69㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 641㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 1758㎡ (土地の表示: 一 壬生町大字上田字西原 畑 763㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 387㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 250㎡ (土地の表示: 一 壬生町大字上田字西原1757番 畑 614㎡ (土地の表示: 一 壬生町大字上田字西原1753番 畑 876㎡	(十地の表	統:)			
壬生町大字上田字西原 畑 2932㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 69㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 641㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 1758㎡ (土地の表示: 一 壬生町大字上田字西原 畑 948㎡のうち285㎡ (土地の表示: 一 壬生町大字上田字西原 畑 763㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 387㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 614㎡ (土地の表示: 一 壬生町大字上田字西原1753番 畑 674㎡ 七地の表示: 一 壬生町大字上田字西原1753番 畑 876㎡			 西原	畑	$1547\mathrm{m}^2$	
壬生町大字上田字西原 畑 69㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 1758㎡ (土地の表示: 四 948㎡のうち285㎡ (土地の表示: 四 763㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 387㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 250㎡ (土地の表示: 四 614㎡ (土地の表示: 四 876㎡				畑	$2\ 9\ 3\ 2\ \text{m}^2$	
壬生町大字上田字西原 畑 641㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 1758㎡ (土地の表示: 二 壬生町大字上田字西原 畑 763㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 387㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 250㎡ (土地の表示: 二 壬生町大字上田字西原1757番 畑 614㎡ (土地の表示: 二 壬生町大字上田字西原1753番 畑 876㎡	壬生町	「大字上田字	西原	畑	$1\ 2\ 3\ 6\ { m m}^2$	
壬生町大字上田字西原 畑 1758㎡ (土地の表示: 四 948㎡のうち285㎡ (土地の表示: 四 763㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 387㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 250㎡ (土地の表示: 四 614㎡ (土地の表示: 四 876㎡				畑	6 9 m²	
(土地の表示: 知948㎡のうち285㎡ 壬生町大字上田字西原 畑948㎡のうち285㎡ (土地の表示: 日本町大字上田字西原 近生町大字上田字西原 畑387㎡ 壬生町大字上田字西原 畑250㎡ (土地の表示: 日本町大字上田字西原1757番 近地の表示: 日本町大字上田字西原1753番 五生町大字上田字西原1753番 畑876㎡						
壬生町大字上田字西原 畑 948㎡のうち285㎡ (土地の表示: コ 763㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 387㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 250㎡ (土地の表示: コ 614㎡ (土地の表示: 田 614㎡ (土地の表示: 田 876㎡			西原	畑	$1758\mathrm{m}^2$	
(土地の表示:		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •)			
壬生町大字上田字西原 畑 763㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 387㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 250㎡ (土地の表示: 二 壬生町大字上田字西原1757番 畑 614㎡ (土地の表示: 二 壬生町大字上田字西原1753番 畑 876㎡			西原	畑	948㎡のうち285㎡	
壬生町大字上田字西原 畑 387㎡ 壬生町大字上田字西原 畑 250㎡ (土地の表示: 一 壬生町大字上田字西原1757番 畑 614㎡ (土地の表示: 一 壬生町大字上田字西原1753番 畑 876㎡		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •)		•	
壬生町大字上田字西原 畑 250㎡ (土地の表示:) 壬生町大字上田字西原1757番 畑 614㎡ (土地の表示:) 壬生町大字上田字西原1753番 畑 876㎡				• •		
(土地の表示:) 近年町大字上田字西原1757番 畑 614㎡ (土地の表示:) 近生町大字上田字西原1753番 畑 876㎡						
壬生町大字上田字西原1757番 畑 614㎡ (土地の表示:) 壬生町大字上田字西原1753番 畑 876㎡			西原、	畑	2 5 0 m	
(土地の表示:) 壬生町大字上田字西原1753番 畑 876㎡)	= = 1 15.	Lm	2 1 4 2
壬生町大字上田字西原 1 7 5 3 番 畑 8 7 6 ㎡			四原」(5 7 番	畑	6 1 4 m
	.— –	• • • — — —	<u></u>) 亚巴 1 7	⊏ 0.4%	.Ытт	0.7.6.2
台 計 11358㎡	士生则	人子上田子	四原17			o / o m
				台 計	11358m	

許可日

当 初 令和元年7月1日付、壬農委指令第5-110号 (許可期間:令和元年7月1日~令和2年6月30日)

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件についても、去る9月13日の調査 委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の <u>6番 清水</u> 利通 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 6 番 清水利通 委員 (1項案件について報告)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、 現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第4条の現地調査と同じ9月13日(金)に同じメンバーで調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請第1項案件についてご報告 します。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認 基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりま したので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、 調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号第1項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- ○議長 全員賛成ですので、議案第4号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件 については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。
- ○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いい たします。
- ●6番 清水利通 委員(2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告します。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認 基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりま したので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、 調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号第2項について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号第2項は原案のとおり決定いたしました。 本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたしま す。

- ○議長 次に、日程第6の議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件について」 を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。
- ●事務局 記載のとおり説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

議案書12ページからの議案第5号 壬生町農用地利用集積計画の件について利用権設定各筆明細に従いましてご説明します。

最初に利用権の新規、賃借権分についてご説明します。 議案書13ページのとおり、5件・12筆・面積合計が13,960㎡となっております。

利用権の新規、使用賃借権分についてご説明します。

議案書14ページのとおり、5件・14筆・面積合計が17,963㎡となっております。

所有権の移転分につきましては、議案書15ページのとおり、2件・3筆・面積合計が3, 564㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積 計画の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原 案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第7議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3 項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定の件について」を議題と いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配 分計画の案に対する意見決定について、事務局より説明をいたさせます。

- ●事務局 記載のとおり説明〔堀主幹兼農地調整係長〕
- ○議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました「農地中間管理 事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対 する意見決定について」の件につきまして、質疑に入ります。発言のある方は挙手 をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第6号「農地中間管理 事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対 する意見決定について」の件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方 は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条 第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」の件につ きまして、原案のとおり決定した旨、町に回答いたします。

○議長 次に、報告事項に入ります。

日程第8の報告第1号「非農地証明願いの件について」、<u>事務局長</u>より報告事項の朗 読をいたさせます。

●事務局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の18ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局 長専決により、証明をいたしました。

- ○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。
- ●1番 琴寄成人 委員(現地調査の結果報告)

8月26日に、篠原正明農業委員と現地調査を致しました。

登記簿謄本等の資料、図面等により昭和20年頃より宅地として使用されていたことを確認いたしました。

○議長 ありがとうございました。ただいまの第1項について、発言のある方は挙手をお 願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に日母第8の報告第2号「農地注第3条の3の相定による居出の性につい

○議長 次に日程第8の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、 <u>事務局長</u>より報告事項の朗読を致させます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の19ページから21ページの7件、がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得 に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決 により、書類を受理しました。

- ○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。 (発言なし)
- ○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第9の報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、 事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の22 ページの1件がございました。

これについては、市街化区域内農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、日程第10の報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、 事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の23ページの2件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、 内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたの で、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局(岡補佐)説明

・ゆうがおマラソン大会での壬生菜配布⇒10/9、13:00

会長宅圃場で種蒔

- ・平成30年度農業者年金加入推進表彰:最優秀賞を受賞
- 農業委員会懇親会決算報告
- ・ふるさとまつり決算報告
- ・ゆうがおマラソンソフトボール大会参加決算報告

	・令和元年度第2回農業委員、農地利用最適化推進委員研修会について 11/6(水)10:00~12:00 栃木県教育会館 大ホール
○議長	ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局まで ご連絡ねがいます。
○議長	以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、 その他の件について、委員からご発言はありますか。
	(発言なし)
○議長	よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和元年度第27回壬生町農業 委員会総会を閉会いたします。
	【午前11時30分閉会】
議事	事録署名委員
	議 長
	_6 番
	<u>7 番</u>